

商工会への加入手続

大阪狭山市内で事業を営んでおられる方ならどなたでも加入できます。
備え付けの加入申込書に必要事項を記入し、加入金7,000円と下記会費
を添え、あなたの地区の商工相談所（地区役員宅）又は商工会事務局
まで申込んで下さい。

《会費月額割当基準表》

(商 業)

区分	要 件	金 額	
		均等割	従業員割
従業員割	0 人		— 円
	1		300
	2		500
	3 ~ 4		700
	5 ~ 10		900
	11 ~ 20	600 円	1,100
	21 ~ 30		1,500
	31 ~ 40		1,900
	41 ~ 50		2,100
	51 ~ 70		2,300
	71人以上		2,500
売場面積割	500~1,000㎡未満	10,000 円	
	1,000~1,500 "	13,000	
	1,500~3,000 "	16,000	
	3,000~5,000 "	21,000	
	5,000~7,000 "	26,000	
	7,000~10,000 "	31,000	
	10,000 以 上	51,000	

(工 業)

区分	要 件	金 額	
		均等割	従業員割
従業員割	0 人		— 円
	1 ~ 2		300
	3 ~ 4		700
	5 ~ 10		900
	11 ~ 20		1,100
	21 ~ 30		1,500
	31 ~ 50	600 円	1,900
	51 ~ 100		2,300
	101 ~ 150		2,700
	151 ~ 200		3,100
	201 ~ 300		3,500
	301 ~ 500		3,900
	501 人以上		4,500

(注) 1. 家族従業員又は法人の常勤役員(代表者は除く)は従業員数に含む。
2. 臨時従業員で3ヵ月以上使用するものは含む。



(注) 1. 家族従業員又は法人の常勤役員(代表者は除く)は従業員数に含む。
2. 臨時従業員で3ヵ月以上使用するものは含む。
3. 大型小売店は売場面積割を適用する。
但し、昭和54年の大規模小売店舗法の改正に伴い届け出た既存の二種大型小売店は除く。

大阪狭山市商工会

〒589-0021 大阪狭山市今熊1丁目540-3
TEL.072-365-3194 FAX.072-366-8584
<http://www1.ocn.ne.jp/~oscsocai/>